

サンピア指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人サンピアが開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・介護予防ホームヘルプサービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 サンピア訪問介護事業所
2. 所在地 茨城県水戸市内原町120番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
3. 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
4. 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日、営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月～日曜日とする。但し、1月1日から1月3日を特別休暇とする。
2. 営業時間 8時00分から18時00分までとする。

3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

1. 身体介護
2. 生活援助

2. 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1. 事業所から、片道おおむね25キロメートル未満 1,000円
2. 事業所から、片道おおむね25キロメートル以上 1,500円

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
5. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理等)

第9条 事業者は、提供した指定訪問介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2. 前号の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3. 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4. 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、水戸市、笠間市、茨城町とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヵ月以内

2. 継続研修 年2回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備しその完結の日から最低5年間は保存するものとする。

5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人サンピアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は平成12年 4月1日より施行する。

平成13年 1月1日 一部改正

平成13年 4月1日 一部改正

平成14年 5月5日 一部改正

平成14年 6月1日 一部改正

平成15年 4月1日 一部改正

平成18年 4月1日 一部改正

平成21年 4月1日 一部改正

平成25年11月1日 一部改正

平成 26 年	8 月 1 日	一部改正
平成 26 年	10 月 1 日	一部改正
平成 28 年	3 月 1 日	一部改正
平成 29 年	4 月 1 日	一部改正
平成 29 年	10 月 1 日	一部改正
令和 2 年	11 月 1 日	一部改正
令和 3 年	5 月 1 日	一部改正
令和 4 年	2 月 1 日	一部改正
令和 5 年	2 月 1 日	一部改正